

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労働条件の改善について</p> <p>(1) 勤務労働条件の変更事項に関しては労使で協議、交渉を行うこと。</p> <p>(2) 現在付与されている 35 時間勤務非常勤職員（保育士・栄養士）の病気休暇を有給にすること。</p> <p>(3) 人員配置については、市川市の基準を守り、現場に支障がでないよう適切に配置すること。</p> <p>(4) 任期付短時間勤務調理員制度の導入について、定期的に検証を行うこと。</p>	<p>1. 労働条件の改善について</p> <p>(1) 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 特別休暇については、国に準拠することを基本としているが、保育園の特殊性を鑑み必要があれば検討を行う。</p> <p>(3) 引き続き現場に支障が出ないような配置に努める。</p> <p>(4) 任期付短時間勤務職員（調理員）の制度については、適宜検証を行う。</p>
<p>2. 夏期休暇について</p> <p>(1) 35 時間勤務非常勤職員（保育士・栄養士）の夏期休暇を正規職員と同じにすること。</p> <p>(2) 短時間保育士・保育士パート・調理員補助員については、勤務時間を考慮した夏期特別休暇を付与すること。</p> <p>(3) 夏期休暇取得期間については、柔軟に対応すること。</p>	<p>2. 夏期休暇について</p> <p>(1) 現行どおりとし、最大 6 日間とする。</p> <p>(2) 現行どおりとする。</p> <p>(3) 取得期間については 7 月から 9 月までとする。 ただし、7 月から 9 月末日までの期間に夏期休暇の計画的な取得が困難である場合には、7 月末日までに、保育園単位でこども施設運営課から職員課に要望を行うことで、10 月末日まで取得を延長できるものとする。</p>
<p>3. 非常勤職員の賃金について</p> <p>(1) 非常勤職員の一時金を支給すること。</p> <p>(2) 非常勤職員の賃金を改善するために、独自の給与表を作成すること。</p>	<p>3. 非常勤職員の賃金について</p> <p>(1) 現行どおりとする。</p> <p>(2) 非常勤職員の賃金単価については、近隣市、市場の単価および経験を踏まえて決定していく。</p>